資料４

私立高等学校等授業料軽減補助金について

日　時：令和７年６月９日（月）
場　所：岡谷鋼機名古屋公会堂

１　令和７年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の事業日程

２　令和７年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の海外単身赴任者の認定申請について

３　令和７年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金及び愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の変更交付申請について

４　過年度高等学校等就学支援金の追加支給について

５　令和６年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金及び愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の返還について

６　授業料軽減補助金（家計急変世帯への支援）について

７　高校生等臨時支援金について

８　令和７年度マイナンバー利用事務スケジュール（紙申請分）

９　オンライン申請の内容で留意いただく点について

資料４

令和7年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の事業日程

	就学支援金	授業料軽減補助金	（参考）入学納付金補助金	（参考）その他関連業務
5月	学校⇒県 受給資格認定申請書 受給資格認定申請者一覧 学校⇒県 交付申請書・請求書提出	学校⇒県 交付申請書・請求書提出	学校⇒県 交付申請書・請求書提出	
6月	県⇒学校 受給資格認定通知（新入生分） 生徒⇒学校 収入状況届等 県⇒学校 交付決定通知 県⇒学校 支払（第1四半期分）	授業料軽減補助金申請書 県⇒学校 交付決定通知 県⇒学校 支払（第1四半期分）	県⇒学校 交付決定通知 県⇒学校 支払	◎休学（留学等） 生徒⇒学校⇒県 支給停止申出書・一覧 県⇒学校⇒生徒 支給停止通知
7月		**7月10日（木）締切** 学校⇒県 海外単身赴任者の申請	**7月10日（木）締切** 学校⇒県 海外単身赴任者の申請	◎復学 生徒⇒学校⇒県 支給再開申出書・一覧 県⇒学校⇒生徒 支給再開通知
8月		県⇒学校 海外単身赴任者の認定 **マイナンバーによる区分判定結果通知　8月中旬(1年生)　8月下旬(2,3年生)** 学校⇒県 請求書（第2四半期分）提出	県⇒学校 海外単身赴任者の認定 **8月下旬締切** 学校⇒県 変更交付申請書提出	◎退学及び転学 ◎修業年限3年未満課程を卒業 ◎通算在学期間36・48月未満の卒業 ◎海外留学により日本に住所を有しなくなる場合 学校⇒県 受給資格消滅者一覧 県⇒学校⇒生徒 受給資格消滅通知
9月	**9月上旬締切** 学校⇒県 変更交付申請書提出 県⇒学校 支払（第2四半期分）	**9月上旬締切** 学校⇒県 変更交付申請書提出 県⇒学校 支払（第2四半期分）	県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 請求書提出（変更交付申請分） 県⇒学校 支払（変更交付申請分）	
10月		**10月中旬締切** 学校⇒県 海外単身赴任者（秋入学）の申請 県⇒学校 海外単身赴任者（秋入学）の認定	**10月中旬締切** 学校⇒県 海外単身赴任者（秋入学）の申請 県⇒学校 海外単身赴任者（秋入学）の認定	
11月	県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 請求書（第3四半期分）提出	県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 請求書（第3四半期分）提出	**11月上旬締切** 学校⇒県 変更交付申請書（秋入学）提出	
12月	県⇒学校 支払（第3四半期分）	県⇒学校 支払（第3四半期分）	県⇒学校 変更交付決定（秋入学）通知 学校⇒県 請求書提出（変更交付申請分） 県⇒学校 支払（変更交付申請分）	
1月				
2月	**2月上旬締切** 学校⇒県 変更交付申請書提出 学校⇒県 請求書（第4四半期分）提出	**2月上旬締切** 学校⇒県 変更交付申請書提出 学校⇒県 請求書（第4四半期分）提出	**2月上旬締切** 学校⇒県 変更交付申請書提出	
3月	県⇒学校 変更交付決定通知 県⇒学校 支払（第4四半期分） **該当する学校のみ** 学校⇒県 変更交付申請書提出 県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 不用額の返還	県⇒学校 変更交付決定通知 県⇒学校 支払（第4四半期分） 学校⇒県 変更交付申請書提出 県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 不用額の返還	県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 請求書提出（変更交付申請分） 県⇒学校 支払（変更交付申請分）	
4月	学校⇒県 実績報告書提出 県⇒学校 額の確定通知・精算	学校⇒県 実績報告書提出 県⇒学校 額の確定通知・精算	学校⇒県 実績報告書提出 県⇒学校 額の確定通知・精算	

資料４

７学振第３２１号
令和７年５月１日

関係私立学校設置者　様

愛知県県民文化局
学事振興課長

令和７年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の海外単身赴任者の認定申請について（通知）

標記の事例における認定申請については、下記のとおり提出してください。

記

１　提出書類
（１）愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金海外単身赴任認定申請書
（２）愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金申請書
（３）海外単身赴任及び給与等証明書（別紙参考様式参照）
（又は会社が発行する単身赴任者の期間と勤務地を記載した単身赴任証明書及び会社が発行する単身赴任者の令和６年１月から令和６年１２月までの海外支払分と国内支払分の給与支払証明書）
（４）海外単身赴任者の戸籍の附票又は、住民票の除票（従前に愛知県内に居住していたことがわかること）
（５）愛知県内に居住する世帯の住民票
（６）配偶者の令和７年度課税証明書

２　提出期限
令和７年７月１０日（木）（必着）
※ 私学振興室奨学グループまで郵送又は持参してください。

３　提出部数
各１部

４　その他
（１）生徒から提出された書類の原本は、全て学校に保管し、写しを提出してください。
（２）提出書類は、全てＡ４としてください。
（３）通常の授業料の補助金で、７月以降の判定をマイナンバーによる情報照会で行う学校でも、海外単身赴任の申請をする場合は配偶者の令和７年度課税証明書の提出が必要です。

担　当　私学振興室奨学グループ（藤田）
電　話　０５２－９５４－７４７７(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

資料４

令和７年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金及び愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の変更交付申請について

１　提出書類

（１）愛知県私立高等学校等就学支援金補助金

ア　愛知県私立高等学校等就学支援金補助金変更交付申請書（様式４１）

イ　愛知県私立高等学校等就学支援金変更申請額内訳【様式４１（別添１）又は様式４１（別添２）：１単位あたりの授業料を設定する場合（単位制のみ）】

ウ　変更前事業計画及び変更後事業計画

（２）愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金（該当校のみ）

ア　愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金変更交付申請書（様式第３号）

イ　授業料軽減補助事業変更計画書（様式第４号）

ウ　変更前事業計画及び変更後事業計画

２　提出日時

令和６年９月上旬（予定）

※１　私学振興室奨学グループまで郵送又は持参してください。

※２　授業料軽減補助金の海外単身赴任者を申請した設置者は、県からの認定を受けた後、その結果に基づいて授業料軽減補助金の変更交付申請を作成してください。

※３　様式等については８月上旬頃に改めて通知します。

資料４

７学振第２１９号
令和７年４月１８日

関係私立学校設置者様

愛知県県民文化局
学事振興課長

過年度高等学校等就学支援金の追加支給について（通知）

このことについて、下記のとおり取り扱ってください。

記

１　追加支給申請できる場合

生徒側の責めに帰さないやむを得ない理由により、令和６年度以前の高等学校等就学支援金を適正に支給できなかった場合

２　申請手続

（１）提出物

・「令和７年度高等学校等就学支援金過年度支給者内訳書」（別添様式１）
・「過年度高等学校等就学支援金の追加支給申請について」（別添様式２）

（２）提出時期

該当する生徒が判明次第すみやかに提出すること。なお、当初交付申請で計上する場合は、令和７年度当初交付申請書類に添付して提出すること。

（３）提出方法

私学振興室（shigaku@pref.aichi.lg.jp）までメールで提出すること。併せて、提出した旨を電話連絡すること。

３　留意事項

（１）該当する生徒が判明した際には、私学振興室まで御連絡ください。
（２）過年度の県授業料軽減補助金の追加支給はできません。
（３）再審査の結果、甲②から甲①になる場合、県軽減補助金を受給している生徒は就学支援金の追加支給により、県軽減補助金を返還していただく場合があります。
（４）追加支給が生じた理由は、可能な限り詳細に記載してください。

担　当　私学振興室奨学グループ（藤田）
電　話　０５２－９５４－７４７７

資料４

７学振第２２０号
令和７年４月１８日

関係私立学校設置者様

愛知県県民文化局
学事振興課長

令和６年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金及び愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の返還について（通知）

このことについて、令和６年度における当該補助金の実績報告において、所得区分の判定誤り等により返還となる金額が発生した場合は、すみやかに下記の書類を提出してください。

記

１　提出書類

（１）愛知県私立高等学校等就学支援金補助金

ア　令和６年度高等学校等就学支援金に係る実績報告書（変更）
イ　令和６年度高等学校等就学支援金返還内訳及び理由書
ウ　令和６年度高等学校等就学支援金返還理由書

（２）愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金

ア　令和６年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の一部返還について
イ　令和６年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金返還内訳及び理由書

※ 就学支援金及び授業料軽減補助金どちらの場合も、変更のあった生徒のみ記入してください。

２　提出部数

各１部

３　提出時期

該当する生徒が判明次第すみやかに提出すること。

４　提出方法

私学振興室（shigaku@pref.aichi.lg.jp）までメールで提出すること。併せて、提出した旨を電話連絡すること。

５　留意事項

（１）該当する生徒が判明した際には、私学振興室まで御連絡ください。
（２）令和５年度以前の事業について返還が生じた場合については提出書類の様式が異なるため、御連絡後別途送付します。

資料４

（３）返還が生じた理由は、可能な限り詳細に記載してください。
（４）令和７年度事業における支給額との相殺はできませんので御注意ください。

担　当　私学振興室奨学グループ（藤田）
電　話　０５２－９５４－７４７７(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

資料４

授業料軽減補助金（家計急変世帯への支援）について

国の高等学校等就学支援金において、家計急変支援制度が創設されたことに伴い、授業料減免支援特別事業費補助金を「愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金（家計急変世帯への支援）」と改め、令和５年度から実施している。

① 概要

県内の私立高等学校、専修学校高等課程及び中等教育学校後期課程の設置者が、年度途中で保護者等の失職、倒産等の家計急変により、授業料の納付が困難となった生徒の授業料の一部を軽減する事業を対象とする。

※国の高等学校等就学支援金家計急変制度では、外国人学校及び各種学校も対象となる。

② 要件及び審査書類

別紙１（愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金（家計急変支援への支援）に係る要件及び審査書類）による。

③ 申請月と支給月の考え方

保護者から学校への申請は随時とし、支給月は、申請月の翌月になる場合と、申請月になる場合がある。（通常の就学支援金・授業料軽減補助金の考え方と同様）

以下のＡ、Ｂで取扱いが異なる。

Ａ　通常の就学支援金・授業料軽減補助金を受給している者

Ｂ　通常の就学支援金・授業料軽減補助金を受給していない者

これはすでに受給している者で支給額変更となる者の取扱いと、不受給者で新規認定となる者の取扱いが異なるためであり、通常の就学支援金・授業料軽減補助金において、保護者等変更が生じた場合の取扱いと同じである。

〔Ａの場合〕

家計急変事由発生後

・申請月の初日に申請した場合

　申請月分から支給する。

・申請月の初日以外に申請した場合

　申請月の翌月分から支給する。

〔Ｂの場合〕

・家計急変事由の発生日が申請月の初日以前（初日を含む。）だった場合

　申請日がいつかに関係なく、申請月分から支給する。

・家計急変事由の発生日が申請月の初日よりも後の日だった場合

　申請月の翌月分から支給する。

④ 対象となる家計急変発生時期

支給月の属する年度をＮ年度とした場合、

①支給月が７月～３月の場合

Ｎ年度の前々年度（Ｎ－２年度）１月２日以後に家計急変事由が発生した者が対象

例）令和６年度の場合、令和４年度の１月２日＝令和５年１月２日以後に家計急変事由が発生した者が対象

②支給月が４月～６月の場合

Ｎ年度の前々々年度（Ｎ－３年度）１月２日以後に家計急変事由が発生した者が対象

例）令和６年度の場合、令和３年度の１月２日＝令和４年１月２日以後に家計急変事由が発生した者が対象

※入学前に家計急変事由が発生した場合も対象となる。たとえば、４月入学の場合で、４月に申請を行う場合、入学年度の前々々年度の１月２日（中学１年の１月２日）以後に家計急変事由が発生した場合が対象となる。

⑤ 認定を受ける区分

保護者等が長期療養、り災、転退職、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業料の負担が困難であると認定された場合には、各所得基準の区分に該当させることができる。

⑥ 提出書類

・就学支援金・授業料軽減補助金申請書

・収入証明書類（家計急変事由発生後３か月分※）

例）給与明細書等、年金の証明書類、帳簿（自営業の場合）

※家計急変事由が月の初日に発生している場合は、発生月から３か月分

※家計急変事由が発生してから４か月以上経過して申請する場合は、申請月の前３か月分の収入証明書類。ただし、すでに通常の就学支援金・授業料軽減補助を受給しており、月の初日より後に申請している場合は申請月の翌月の前３か月分。

・課税証明書（当年度のもの。ただし、４～６月支給分については前年度のもので推計を行う※）

※４～６月支給分については前年度の課税証明書、７～３月支給分については当年度の課税証明書の所得控除合計額・市町村民税の調整控除額を用いて算定基準額を推計する。

・愛知県内に居住する世帯の住民票

・要件審査書類（別紙１による）

⑦ 今年度スケジュール

別紙２による

⑧ その他

県外在住等の場合で愛知県授業料軽減補助金の対象外となる場合は、就学支援金の家計

急変支援制度のみ対象となる（詳細は国事務処理要領による）

資料４

別紙２

令和７年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助（家計急変世帯への支援）
スケジュール

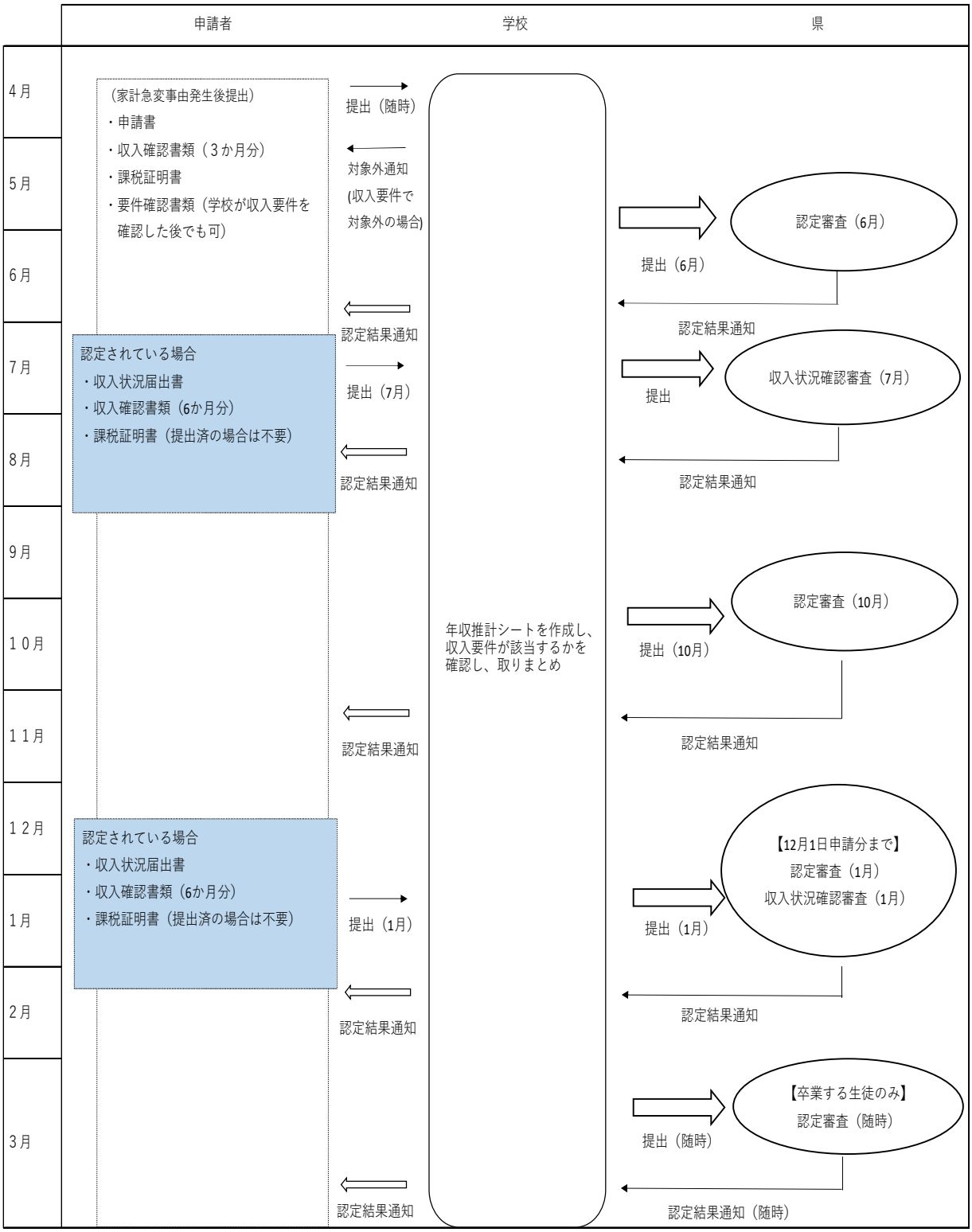

資料４

７学振第３０２号
令和７年５月１日

関係私立学校設置者　様

愛知県県民文化局
学事振興課長

令和７年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金（家計急変世帯への支援）の認定申請について（通知）

このことについて、該当する生徒がいる場合下記の書類を提出してください。

記

１　提出方法

私学振興室奨学グループに郵送又は持参による。

【郵送先】〒４６０－８５０１（住所記載不要）

あわせて、３　提出書類のうち（２）と（３）を私学振興室（shigaku@pref.aichi.lg.jp）宛てメールでも送信してください。

送信時にメール件名を以下のとおりとしてください。

【メール件名】:「(学校名）家計急変認定申請（授業料軽減)」

２　提出期限

令和７年６月９日（月）（ 必 着 ）

３　提出書類

（１）愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金（家計急変世帯への支援）認定申請書

（２）家計急変支援対象者一覧

（３）年収推計シート（申請者ごとに学校で作成したもの）

（４）高等学校等就学支援金受給資格認定申請書（家計急変用）

※支給限度月数超過や家計急変事由が明らかに対象外の場合は不要

（５）愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金申請書

※県外在住等で対象外の場合は不要

（６）家計急変事由発生月の翌月から３か月分の収入証明書類

※１　家計急変事由が月の初日に発生している場合は、発生月から３か月分。

※２　家計急変事由が発生してから４か月以上経過後に申請する場合（入学前に家計急変事由が発生した場合など）は、申請月の前３か月分の収入証明書類。ただし、すでに通常の就学支援金・授業料軽減補助金を受給しており、月の初日より後に申請している場合は申請月の翌月の前３か月分。

※３　原則「収入証明書類の例」に記載の書類による。
不可の場合、「給与支払・事業所得証明書様式」によること。

（７）本人及び配偶者の令和６年度課税証明書
なお、家計急変の発生していない配偶者については、令和６年度の要件判定結果リストの写しでも可とする。

（８）愛知県内に居住する世帯の住民票
※県外在住等で授業料軽減対象外の場合は不要

（９）要件審査書類
別紙によること。ただし、県外在住等で授業料軽減対象外の場合、別紙によらず「就学支援金家計急変事由対象一覧」によること

４　その他

（１）生徒から提出された書類の原本はすべて学校に保管し、県には写しを提出してください。

（２）事務にあたっては、県手引き及び国事務処理要領も参考にしてください。

（３）提出期限までに書類がそろわない場合は、次回申請時（10 月頃通知予定）に提出してください。

担　当　私学振興室奨学グループ（藤田）
電　話　０５２－９５４－７４７７(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

資料４

別紙

愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金（家計急変世帯への支援）に係る要件及び審査書類

家計急変事由の審査基準		審査の対象となる提出書類
(1)長期療養	保護者等が離職または休職を伴う入院又は通院等を要する疾病のため、著しく収入減になると認められる場合	・医師の診断書の写し ・離職があったことを証明する書類（雇用保険被保険者離職票の写し、退職証明書（原則会社による証明とし、不可の場合は本人が証明したもの）※１ ・休職があったことを証明する書類（休職証明書（原則会社による証明とし、不可の場合は本人が証明したもの））※２ ※１，２についてはどちらか
(2)転退職	保護者等が転退職し、著しく収入減になると認められる場合	・退職を証明する書類（**原則、雇用保険受給資格者証の写し**。ただし雇用保険受給資格者証が発行できない場合は、雇用保険被保険者離職票の写し（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）又は会社の発行した退職証明書と合わせて、事情書を提出する。公務員、個人事業主等で雇用保険に加入していない場合は、退職証明書を提出する。）
(3)り災	火災、風水害､地震等により家屋の半焼、半壊､流出等の被害を受け､就労が困難になり､著しく収入減になると認められる場合	・り災証明書（市区町村又は消防署の発行するもの）
(4)新型コロナウイルス	以下の（1）～（3）の全ての要件を満たす公的支援を受けており、著しく収入減になると認められる場合 (1) 国､地方公共団体またはその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人またはそれらに類するも	・新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少があった者を支援対象として、国、地方公共団体またはその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人またはそれらに類するもの）が実施する公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認められる公的証明書等 ※公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認められる公的証明書を提出できない特段の事情がある場合は、事情書を提出する。 ・公的支援が振り込まれたことが確認できる通帳の写し 【公的支援の例】 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資） ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） ・新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別

	の）が実施しているもの。 (2)新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。 (3)当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。	貸付 ・小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付 ・小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け） ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ・持続化給付金 ・家賃支援給付金 ・月次支援金

【対象となる家計急変支援事由の発生時期と認定要件】

①　対象となる家計急変事由の発生時期は支給年度の前々年度の１月２日以後のものとする。ただし、支給開始月が４月から６月までの月である場合は、支給年度の前々々年度の１月２日以後のものとする。認定にあたっては、課税証明書等から現在の収入を推計し、著しく収入減になると認められる場合に、対象区分を引き上げて認定する。

②　①に該当しない場合でも、当年度に発生したり災によって、家屋に半焼・半壊程度以上の被害があった場合は、支給開始月から１年間対象区分を１ランク引き上げて認定する。

資料４

７学振第４６８号
令和７年５月２６日

関係私立学校設置者　様

愛知県県民文化局
学事振興課長

高校生等臨時支援金の取り扱い及び高等学校等就学支援金意向確認書の様式について

今年度の高校生等臨時支援金について、別紙のとおり取り扱いますので事務の参考としてください。

あわせて、７月以降分の高等学校等就学支援金意向確認書の様式を別添のとおり変更しましたので、送付します。

【就学支援金意向確認書様式の変更点】
・臨時支援金の申請について、就学支援金の申請を前提とする旨を追記
・確認項目から「就学支援金の認定・支給を申請しない」項目を削除
・就学支援金及び臨時支援金のいずれも申請しない場合は学校に連絡する旨を追記

担　当　私学振興室奨学グループ（藤田）
電　話　０５２－９５４－７４７７（ダイヤルイン）

【申請方法】

就学支援金の申請方法により、臨時支援金の申請方法及び必要書類が異なります。

※臨時支援金の申請には７月以降の就学支援金の判定を受ける必要があるため、両支援金を同時に申請していただきます。

就学支援金の申請方法	臨時支援金の申請方法	県への提出書類
オンライン申請の場合	e-Shien システム上で申請	受給資格認定結果一覧
紙申請の場合	以下の書類を提出 ・〈様式１〉高校生等臨時支援金申請意向及び同意について ・〈様式２〉高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金受給状況報告書（転入生のみ）	・受給資格認定結果一覧 ・〈様式１〉〈様式２〉の写し

【支給額】

	定額授業料	単位制授業料
支給限度額	118,800 円/年	4,812円 /単位 ※年間24単位まで

（例）全日制高校の場合

○基本パターン１

2025年４月から６月まで就学支援金を受給しておらず、2025年７月申請時に世帯年収が約910万円以上であることが確認された場合

臨時支援金の支給額：年額118,800円

○基本パターン２

2025年４月から６月まで就学支援金を受給していたが、2025年７月申請時に世帯年収が約910万円以上であることが確認された場合

就学支援金の支給額：9,900円×３か月分＝29,700円

臨時支援金の支給額：118,800円－29,700円＝89,100円

○基本パターン３

2025年４月から６月まで就学支援金を受給しておらず、2025年７月申請時に世帯年収が約910万円未満であることが確認され、2025年７月～2026年３月まで就学支援金を受給する見込みである場合

就学支援金の支給額：9,900円×9か月分＝89,100円

臨時支援金の支給額：118,800円－89,100円＝29,700円

【臨時支援金に係る今年度のスケジュール(県⇔学校)】

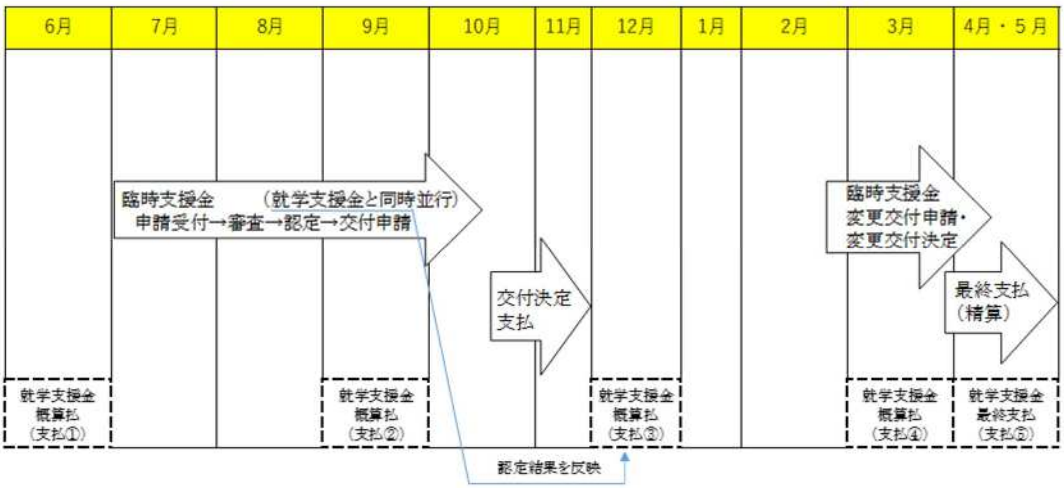

※スケジュールについては現時点での想定であり、今後変更になる可能性があります

【支援金を申請しない場合】

生徒から就学支援金と臨時支援金のいずれも申請しないとの申し出があった場合、私学振興室までご相談ください。

様式３（別添１）

受給資格認定結果一覧

国公私		学校種・課程等	
学校名	○○高等学校		

認定番号	生徒氏名	生年月日	認定の可否	① 高校生等臨時支援金の上限額	② ①から除算する額	③ 支給する高校生等臨時支援金の額 (①－②)	備　考
25-001-0001-1001	文部　太郎	H21.5.19	可	118,800円		118,800円	
計	○○名			円	円	円	

（注）

1 「認定番号」の欄は，（西暦下２ケタ）-（都道府県番号）－（国公私立番号）－（学校番号）－（申請リストの通し番号）です。

資料４

資料４

共通様式

年　　月　　日

高等学校等就学支援金　意向確認書

学年/組/番号	年　　組　　番
生徒氏名 （自署又は保護者による署名）	
住　所	

【確認事項】

・高等学校等就学支援金の今年７月～翌年６月の支給に係る申請の意向を確認します。
・高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
・就学支援金の所得制限基準に該当する世帯を対象とした高校生等臨時支援金の認定及び支給申請には高等学校等就学支援金の認定申請が必要です。
・支給の判定結果を、他の補助事業において利用する場合があります。

■　①または②のいずれかの□にチェックを入れてください。

確認項目		
①	□	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給の申請をします。 ※　この項目に当てはまる場合、以下の項目もご回答ください、 〇保護者等についての確認 （１）前回の申請時から現在まで保護者等は同じですか。 □ 同じです。　□ 同じでありません。（□離婚・死別　□養子縁組　□その他） （２）2024年1月1日時点と2025年1月1日時点の課税地（住民票住所を有する市町村）は同じですか。 ※　2024年1月1日時点と2025年1月1日時点のどちらも日本に住所を有していない場合は、「同じです」にチェック☑を入れてください。 □ 同じです。　□ 同じでありません。 ◎「同じではありません」にチェックを入れた方は、以下の項目を記入してください。
②	□	現在認定されていないため、受給資格の認定を申請します。

No.	課税地が変更となる保護者等の氏名	2025年1月1日時点の課税地	当てはまる場合は□にチェック
1		都道府県　　市区町村	□2024年1月1日時点で日本に住所を有していない。 □2025年1月1日時点で日本に住所を有していない。
2		都道府県　　市区町村	□2024年1月1日時点で日本に住所を有していない。 □2025年1月1日時点で日本に住所を有していない。

愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金　申請書

□ 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の対象となるため、**補助金の支給を申請します。**
保護者等の現住所　同居・別居　（保護者名：　　都道府県：　　）
（〇で囲むこと）　※別居の場合は（　）内に別居している保護者名とその居住している都道府県名を記載

□ 所得基準制限またはその他の理由により、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金を辞退します。

※高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金のいずれも申請されない場合は学校にご相談ください。

資料４

○　令和７年度マイナンバー利用事務スケジュール（紙申請分）

~~・5 月 23 日まで　共通申請情報入力エクセル作成（紙申請 1 年生）~~

~~・5 月 30 日まで　個人番号台紙発送（紙申請 1 年生）~~

・e-Shien 改修後（今後通知）　e-Shien で紙申請 2,3 年生の申請情報の変更が可能となる

・e-Shien 改修後（今後通知）　共通申請情報入力エクセル作成・個人番号台紙発送（紙申請 2,3 年生）

・８月中旬　１年生の税照会結果を e-Shien に返却（要件判定結果リストも配付）

・8 月下旬　2,3 年生の税照会結果を e-Shien に返却（要件判定結果リストも配付）

○　e-Shien 操作について

1.　e-Shien 操作スケジュール（県マニュアル第４章　就学支援金事務イベントインデックスから抜粋）

⑦及び⑨の作業を県が指定する期日（e-Shien 改修後（今後通知））までに行う。 **※⑧の作業は期日後で可**	⑦　**【在】今年度申請登録** **a.**　申請情報（保護者等情報）の更新 **b.**　提出処理 ⑧　**【在】所得判定・結果登録（課税証明書）** **a.**　課税証明書による税額情報の登録 ⑨　**【在】所得判定・結果登録（マイナンバー）** **a.**　共通申請情報（マイナンバー入力用シート）の作成 **b.**　パンチ業者への送付依頼
県から要件判定リスト受領後、行う。	**c.**　審査完了通知確認・情報照会確認リストへの対応 **d.**　通知確認処理

２．上記の e-Shien 操作について

（ア）⑦a について

・前年度認定者は、課税地や保護者等の申請内容に変更があれば、修正すること

・前年度不認定者で申請があった者・新規申請者は、新入生の受給資格認定申請の作業と同様の作業で受給資格認定申請の一括登録を行うこと。

（イ）⑨ｃ・⑨ｄについて

・e-Shien に私学振興室が取得した税情報を返却します。また、要件判定リスト（紙）及びエラーリストも送付します。

学校は受領後、e-Shien で審査結果の「通知確認処理」を行うこと。

※「通知確認処理」については、今回の場合に限らず、各種申請を提出した後に、県が承認後、必ず行うこと。処理が行われていないことが散見される。本処理がされていない場合、新たな申請や生徒情報の変更ができないので注意！

資料４

オンライン申請の内容で留意いただく点について

７月以降分のオンライン申請について、以下の点に御留意ください。
※なお、今年度は e-Shien 改修後（今後通知）にオンライン申請を実施してください。

【留意点】

①申請／届出種別が家計急変用の申請ではなく、通常用の申請になっていること
　○：受給資格認定申請　×：受給資格認定申請（家計急変）

②所得確認が「課税所得額（個人番号)」であること
　○：課税所得額（個人番号）　×：課税所得額（自己情報）

③適用開始年月が「７月」以降になっていること
　※「適用開始年月」はデフォルトで申請者のオンライン申請月（6 月に入力すれば 6 月）が入力されるため、「７月」以降に修正する必要がある。
　2,3 年生においては、年度切替で収入状況届出に切り替わった申請は、適用開始年月が「７月」として切り替わるため、修正の必要はない。

④個人番号が入力されていること

⑤両親で同じ個人番号が入っていないか

①②③は e-Shien 上で、④⑤は共通申請情報入力エクセルで確認できます。